

ファミリー・サポート・センター補償保険

「ファミリー・サポート・センター補償保険」は、ファミリー・サポート・センター事業において、利用会員の子どもが援助を受けている間に傷害を被った場合、協力会員が活動中に傷害を被った場合、対人事故または対物事故が生じ、協力会員やファミリー・サポート・センターが万一法律上の損害賠償責任を負った場合、対象となります。

依頼子供傷害保険

1. 内 容

依頼会員（利用）の子どもが、保育援助を受けている間や、保育サービスを受けるため自宅とサービス提供会員（協力）宅や保育所等への往復途上（通常経路）において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合、対象となります。

2. 保険金額（補償額）

保険金の種類	補償額	保険金をお支払いする場合
死亡保険金	300万円	活動中に被った事故によりケガをし、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
後遺障害 保険金	300万円～ 12万円	活動中に被った外来の事故によりケガをし、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合
入院保険金 （1日あたり）	3000円	対象となる事業における活動中に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、医師の治療を必要とし、入院した場合
手術保険金	3000円×10倍 または5倍	活動中に被った事故によりケガをし、治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術
通院保険金 （1日当たり）	2000円	対象となる事業における活動中に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、医師の治療を必要とし、通院した場合

賠償責任保険

1. 内 容

提供会員が、保育援助提供中、監視ミスや提供した飲食物等が原因で第三者（利用会員の子どもを含む他人。なお、協力会員と同居の親族を除く。）の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に、センターもしくは協力会員が負担する賠償金が対象となります。

2. 保険金額（補償額）

項 目	支払限度額
施設賠償責任保険	対人・対物合算 1名1事故 2億円
生産物賠償責任保険	対人・対物合算 1名1事故 保険期間中 2億円

項 目	支払限度額
初期対応費用	500万円
訴訟対応費用	1,000万円
受託者賠償責任保険	10万円

サービス提供会員傷害保険

1. 内 容

提供会員が、保育援助の提供中や保育援助を提供するため自宅と依頼会員の子ども宅や保育所等への往復途上（通常経路）において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合、対象となります。

2. 保険金額（補償内容）

保険金の種類	補償額	保険金をお支払いする場合
死亡保険金	300万円	活動中に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
後遺障害 保険金	300万円～ 12万円	活動中に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合
入院保険金 (1日あたり)	3000円	対象となる事業における活動中に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、医師の治療を必要とし、入院した場合
手術保険金	3000円×10倍 または5倍	活動中に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術
通院保険金 (1日当たり)	2000円	対象となる事業における活動中に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、医師の治療を必要とし、通院した場合

*センターが把握していない援助活動については、保険の対象にはなりません。